

# 湖北広域行政事務センター告示第1号

湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

湖北広域行政事務センター管理者 松居 雅人

## 湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、職員の自己啓発への意欲を喚起し、公務の円滑な遂行と人材の育成を図るため、資格及び免許（以下「資格等」という。）を取得するために必要な経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、湖北広域行政事務センター補助金等交付規則（平成30年2月1日規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において「資格等試験」とは、資格等の取得に必要な試験をいう。

- 2 この要綱において「取得」とは、資格等試験に合格し、資格等を取得することをいう。
- 3 この要綱において「一部合格」とは、資格等試験が複数科目ある場合において、1科目以上合格となることをいい、当該合格をした科目の受験がその後の資格等試験において免除されるものをいう。

### (助成対象者)

**第3条** 助成対象者は、湖北広域行政事務センターの職員（湖北広域行政事務センター職員定数条例（昭和40年6月1日条例第4号）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）で、この要綱による助成金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないものとする。

### (助成対象資格)

**第4条** 助成の対象となる資格等は、別表第1に掲げる資格等（以下「対象資格」という。）とする。ただし、次に掲げるものは助成の対象としない。

- (1) 公費負担により取得し、又は一部合格したもの
  - (2) 資格等を要件として採用された者が持つ当該資格等の更新（当該資格の等級を上げるための受験を除く。）
  - (3) 学歴、実務経験年数又は講習会若しくは研修会の受講のみを要件として付与されるもの
  - (4) 過去にこの要綱の助成金の交付を受けたもの。ただし、一部合格した科目に係る助成金の交付を過去に受けた場合であって、当該科目の受験を免除される期間内に資格等を取得できなかったときは、当該期間後に資格等を取得し、又は資格等試験に一部合格したものについては助成対象とする。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認める場合には、対象資格以外の資格等であっても助成金の交付対象とすることができまするものとする。

### (助成対象経費等)

**第5条** 助成対象経費、助成率及び限度額は別表第2のとおりとする。

2 助成の交付は職員1人につき、1会計年度に原則1回とする。ただし、管理者が認めた場合はその限りでない。

3 国、県、市町村その他の団体から対象経費に対する補助金等の支給を受けている場合は、当該補助金等の額を第1項の規定により算出された額から減するものとする。

(助成の申請)

**第6条** 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、取得の場合は資格等の取得の日から3か月を経過する日又は資格等の取得の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、一部合格の場合は一部合格の日から3か月を経過する日又は一部合格の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに管理者に提出するものとする。

(1) 資格等の内容及び受験料が明らかになるもの

(2) 領収書の写し又はこれに代わる書類

(3) 合格者証、一部合格を証するもの又はこれらに準ずるものとの写し

2 管理者は、前項の交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適當と認めたときは、助成金の交付を決定し、湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 規則第13条に規定する実績報告は、第1項の交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

4 規則第14条に規定する補助金の額の確定は、第2項の交付決定通知書による通知をもってなされたものとみなす。

(請求)

**第7条** 前条の規定による交付の決定を受けた申請者は、当該決定を受けた日から30日以内に湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付請求書（様式第3号）により管理者に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の返還)

**第8条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

**第1条** この要綱は公布の日から施行する。

## 別表第1（第4条関係）

区分	資格等名称
国家資格	1 法務系資格 公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、中小企業診断士、社会保険労務士及び技能士（ファイナンシャル・プランニング、キャリア・コンサルティング及び知的財産管理）

	<p><b>2 情報処理系資格</b> 情報処理技術者（ITパスポート、情報セキュリティマネジメント、基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ及びシステム監査技術者）及び情報処理安全確保支援士</p>
	<p><b>3 福祉系資格</b> 精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士及び保育士</p>
	<p><b>4 建築系資格</b> 建築士（一級及び二級、構造設計一級並びに設備設計一級）、土地区画整理士、技術士、測量士、建築設備士、電気主任技術者、エネルギー管理士、建築物環境衛生管理技術者及び工事担任者</p>
	<p><b>5 その他資格</b> 施工管理技士（建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理）、衛生管理者（第1種及び第2種）及び危険物取扱者</p>
公的資格	<p><b>1 法律系・事務系資格</b> 秘書検定、ビジネス能力検定、ビジネス会計検定、ビジネス・キャリア検定、簿記検定（日商簿記3級相当以上）、ビジネス実務法務検定及び法学検定試験</p> <p><b>2 福祉系資格</b> 手話通訳士、福祉住環境コーディネーター及び介護支援専門員（ケアマネジャー）</p> <p><b>3 語学系資格</b> 実用英語技能検定（2級以上）</p> <p><b>4 その他資格</b> 消費生活アドバイザー</p>
民間資格	<p><b>1 法律系資格</b> 自治体法務検定（シルバークラス以上）、マイナンバー検定（2級以上）及び個人情報保護士</p> <p><b>2 語学系資格</b> TOEIC (R) (470点以上のスコア)、TOEFL (R) (英検・TOEICに準ずる。)、国際連合公用語英語検定（国連英検）(英検・TOEICに準ずる。)、ハングル能力検定、中国語検定及びロシア語能力検定</p> <p><b>3 その他資格</b> 産業カウンセラー、防災士、舗装施工管理技術者、メンタルヘルスマネジメント検定、AFP及びCFP (R)</p>

**別表第2** (第5条関係)

助成対象経費	助成率	限度額等	その他
取得に係る受験料 (複数回の一部合格により資格を取得した場合を除く。)	2分の1	2万円	交付申請は、1会計年度当たり1人1回限りとする。
一部合格に係る各科目の受験料 (複数回の一部合格により資格を取得した場合を含む。)	2分の1	2万円	交付申請は、1会計年度当たり1人1回限りとする。科目別に受験料が定められていない場合は、受験料を取得に必要な受験科目数で除し、一部合格した科目数を乗じた額を助成対象経費とする。

様式第1号 (第6条関係)

年　月　日

湖北広域行政事務センター  
管理者 あて

申請者 所属 \_\_\_\_\_  
職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付申請書

湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付要綱第6条第1項の規定により、助成金を申請します。

申請種別	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 一部合格		
対象資格の名称			
一部合格した科目的名称 ※一部合格の場合			
試験等の主催者名 (認定者名)			
取得年月日又は 一部合格年月日	年　　月　　日		
対象経費	円	交付申請額	円
対象経費の内訳			

添付書類

- 1 資格等の内容及び受験料が明らかになるもの
- 2 領収書の写し又はこれに代わる書類
- 3 合格者証、一部合格を証するもの又はこれに準ずるもの
- 4 国、県、市町村その他団体から対象経費に対する補助金等の支給が受けている場合はその金額が明らかになるもの

-----  
上記助成金の交付申請に関して、私の市税及び国民健康保険料（税）について未納がないことに相違ありません。

申請者の署名欄

様式第2号 (第6条関係)

第 年 月 号

様

湖北広域行政事務センター  
管理者

湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金の交付について、次のとおり交付することに決定したので、湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

交付種別	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 一部合格
対象資格の名称	
一部合格した科目の名称 ※一部合格の場合	
交付決定額	円
備考	

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

湖北広域行政事務センター  
管理者　　あて

申請者 所属 \_\_\_\_\_  
職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

湖北広域行政事務センター職員資格取得助成金交付請求書

年　月　日付け　　第　　号により交付決定を受けた助成金について、湖北  
広域行政事務センター資格取得助成金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

交付請求額

円